

資料編



平成23年度特別支援教育体制整備状況調査結果（公立学校）

文部科学省では、全国の公立学校における特別支援教育体制の整備状況を把握するため、各年9月1日現在で以下の項目について実施状況等を調査しています。

本県における調査結果は以下のとおりです。

（数字は、過年度データと合わせるため全学校数に対する割合：％ 各年9月1日現在）

項目	学校種		H21年度	H22年度	H23年度
① 校内委員会の 設置状況	幼稚園	設置済み	83.4	93.9	100.0
	小学校	設置済み	100.0	100.0	100.0
	中学校	設置済み	100.0	100.0	100.0
	高校	設置済み	100.0	100.0	100.0
② 実態把握の 実施状況	幼稚園	実施済み	98.8	98.8	100.0
	小学校	実施済み	99.0	100.0	100.0
	中学校	実施済み	98.4	98.8	100.0
	高校	実施済み	72.7	85.1	85.1
③ コーディネーターの指名状況等	幼稚園	指名済み	81.2	92.8	100.0
		※関係機関等との連絡調整等の実施	51.8	74.7	91.5
	小学校	指名済み	100.0	100.0	100.0
		※関係機関等との連絡調整等の実施	80.7	86.3	96.3
	中学校	指名済み	100.0	100.0	100.0
		※関係機関等との連絡調整等の実施	67.6	79.8	95.1
	高校	指名済み	100.0	100.0	100.0
		※関係機関等との連絡調整等の実施	44.2	58.1	67.6
④ 個別の指導計画作成状況	幼稚園	作成済み	16.5	31.3	37.8
		作成予定	20.0	13.2	14.6
	小学校	作成済み	68.7	71.5	73.1
		作成予定	4.5	2.4	2.5
	中学校	作成済み	66.0	70.9	71.4
		作成予定	4.7	3.6	2.9
	高校	作成済み	5.2	12.9	14.9
		作成予定	15.6	14.9	18.9
⑤ 個別の教育支援計画作成状況	幼稚園	作成済み	8.2	26.5	26.8
		作成予定	18.8	15.7	24.4
	小学校	作成済み	45.6	56.6	63.7
		作成予定	19.6	12.5	10.0
	中学校	作成済み	50.0	59.3	64.9
		作成予定	13.7	10.5	8.2
	高校	作成済み	2.6	13.5	16.2
		作成予定	13.0	12.2	17.6

項目	学校種		H21年度	H22年度	H23年度
⑥ 巡回相談員の 活用状況	幼稚園	活用済み	72.9	74.7	76.8
		活用予定	3.5	6.0	4.9
	小学校	活用済み	81.6	80.5	83.6
		活用予定	5.5	5.6	3.7
	中学校	活用済み	73.4	74.2	74.3
		活用予定	3.1	7.7	6.5
	高校	活用済み	61.0	62.2	59.5
		活用予定	11.7	13.5	12.2
⑦ 専門家チームの 活用状況	幼稚園	活用済み	25.9	30.1	34.1
		活用予定	2.4	3.6	2.4
	小学校	活用済み	24.1	23.6	24.3
		活用予定	2.8	3.3	3.0
	中学校	活用済み	20.7	17.3	24.1
		活用予定	2.0	3.2	2.0
	高校	活用済み	26.0	25.7	32.4
		活用予定	5.2	6.8	8.1
⑧ 特別支援教育に 関する研修	幼稚園	受講者数	148人	192人	185人
		※(うち管理職数)	(21人)	(27人)	(15人)
	小学校	受講者数	6324人	5623人	5716人
		※(うち管理職数)	(968人)	(917人)	(991人)
中学校	受講者数	3483人	2666人	2677人	
	※(うち管理職数)	(409人)	(339人)	(363人)	
高校	受講者数	1675人	1428人	1785人	
	※(うち管理職数)	(119人)	(86人)	(119人)	

当該児童生徒が在籍し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成している学校の割合

(通常の学級+特別支援学級)

	個別の指導計画	個別の教育支援計画
小学校	96.7%	85.8%
中学校	96.2%	88.3%

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要

平成22年12月24日

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。

○ 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

○ 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

○ 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。

○ 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。

○ 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。

○ 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

○ インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

改正障害者基本法（平成23年8月5日施行）

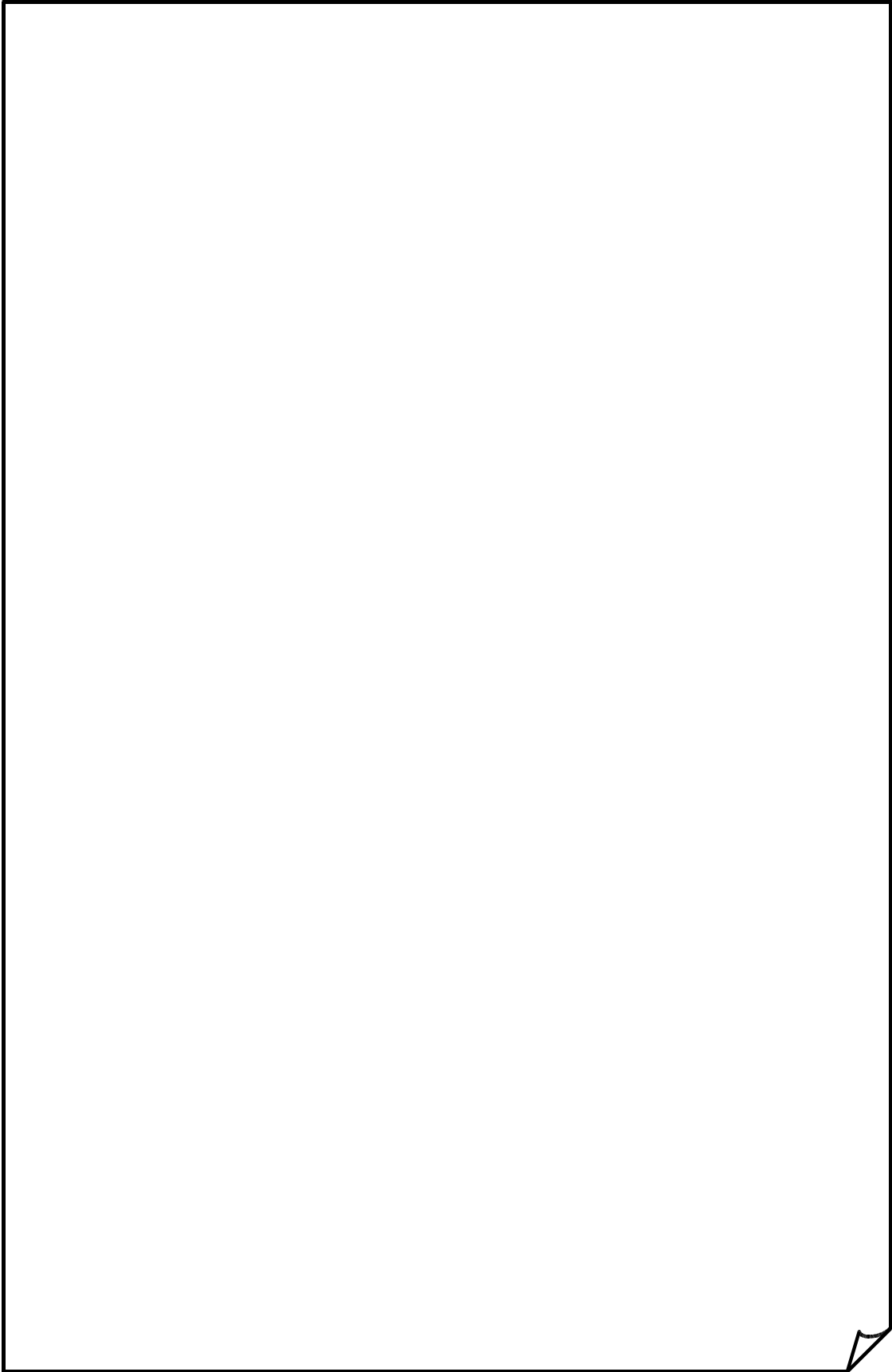
1 経緯等

- ・ 昭和45年 心身障害者対策基本法制定
- ・ 平成5年 障害者基本法と改称
- ・ 平成16年5月28日 障害者基本法の一部を改正する法案が可決，成立
6月4日 公布・施行（同法附則第3条において，施行後5年を目途として検討し，必要な措置を講ずることとされている。）
- ・ 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
4月22日 閣議決定
7月29日 障害者基本法改正案が可決，成立
8月5日 公布・施行

2 改正の内容（教育の条文のみ抜粋）

【 改 正 】	【 旧 】
<p>(教育) <u>第十六条</u> 国及び地方公共団体は，障害者が，その年齢及び能力に応じ，かつ，その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため，<u>可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ</u>，教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> 国及び地方公共団体は，前項の目的を達成するため，障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに，<u>可能な限りその意向を尊重しなければならない</u>。</p> <p><u>3</u> 国及び地方公共団体は，<u>障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること</u>によって，その相互理解を促進しなければならない。</p> <p><u>4</u> 国及び地方公共団体は，<u>障害者の教育に関し，調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上，適切な教材等の提供，学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない</u>。</p>	<p>(教育) <u>第十四条</u> 国及び地方公共団体は，障害者が，その年齢，能力及び障害の状態に応じ，十分な教育が受けられるようにするため，教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 国及び地方公共団体は，<u>障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない</u>。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 国及び地方公共団体は，<u>障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること</u>によって，その相互理解を促進しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

- MEMO -



〔引用・参考文献〕

障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）：文部科学省・厚生労働省	平成20年3月
盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」：全国特別支援学校長会	平成16年6月
小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用：全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会	平成19年4月
特別な教育的支援を必要とする子どもに対する「個別の教育支援計画の作成と活用の在り方」指導資料第133号：鹿児島県総合教育センター	平成16年3月
小・中学校等における校内支援体制の確立をめざして：鹿児島県教育委員会	平成18年3月
一人一人に応じた支援をめざして：鹿児島県教育委員会	平成19年3月
幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備をめざして：鹿児島県教育委員会	平成20年3月
乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を目指して：鹿児島県教育委員会	平成21年3月
対話精神療法の初心者への手引き 花クリニック精神対話療法研究会 神田橋 條治著	平成9年
個別の教育支援計画の活用～作成と引継ぎの実際～：東京都教育委員会	平成22年3月
発達障害のある幼児の早期支援の充実をめざして：霧島市教委，鹿児島県教育委員会	平成22年3月

執筆協力

平成23年度 特別支援教育理解啓発資料作成委員会

特別支援教育の手引 5

就学や進学時におけるスムーズな 移行を目指す取組

発行 平成24年3月
発行者 鹿児島県教育庁義務教育課
TEL:099-286-2111（内線5296）
FAX:099-286-5669
E-mail:tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp

